

意見募集案件	北広島市行政不服審査法関係手数料徴収条例の制定について
担当課	総務部総務課 電話 011-372-3311 内 725

意見募集期間	平成 27 年 12 月 15 日(火)から平成 28 年 1 月 14 日(木)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所(総務部総務課)及び各出張所 北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島 12 月 15 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入 のない意見には回答できない場合があります。)
	総務部総務課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-373-2903 電子メールアドレス: soumu@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 28 年 1 月頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはそ の内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 改正行政不服審査法に基づき、審査請求人等は、審理関係書類の閲覧だけでなく、その書類の写しの交付を求めることができることになりました。そして、審査請求人等は、同法の規定により実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされています。よって、同法に基づき、書類の写しの交付について、手数料を徴収するため、条例を制定するものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 手数料の額は、本市の情報公開等のコピー料金と同額とし、白黒コピー10円(片面1枚)、カラーコピー30円(片面1枚)とします。 経済的困難により手数料を納付する資力がないと認める場合(生活保護受給者等)に、交付の求め1件につき2,000円を限度として手数料を減免できるようにします。 他の法律の規定などによる手数料の準用規定を定めます。 (3) その案の根拠となる法令等 行政不服審査法(平成26年法律第68号) (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 改正行政不服審査法に基づき、審査請求人等は、手数料を納めることで審理関係書類の写しの交付を受けることができることとなります。手数料を納付する資力がないと認められる方は、減免を受けることができます。 (5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 北海道、札幌市、千歳市、恵庭市なども同様に、謄写に係る手数料について条例で定める予定です。

対象となる政策等の原案	別紙「北広島市行政不服審査法関係手数料徴収条例の制定について」のとおり
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 平成 28 年第 1 回定例会に上程予定 平成 28 年 4 月 1 日施行予定